

337.83  
N48

研究資料  
第二十六輯  
マライ地区に於ける物價統制令  
南方園研究会編



\*0028142000\*

0028142-000

337.83-N48ウ

マライ地区に於ける物價統制令

南方園研究会

昭和18

ADH



933  
4.20

昭和十八年十二月十日

研究資料第二十六輯

【非賣品】

マライ地區に於ける物價統制令

發行所 南方圈研究會



337.83  
N 48

# マライ地區に於ける物價統制令

昭和十八年八月二十日の早朝を期し、昭南特別市及びマライ地區全體に對し、纖維製品、自動車及び自轉車部分品等の一齊封印と同時に一時的販賣禁止が行はれたが、越えて九月十日、物價統制令が公布され、洋紙類、藥品類等も含めた生活必需品に對する物價統制令が施行され、即日實施されることになつた。左に南方軍政總監とマライ軍政監の公告及び昭南特別市長の告示を掲げ、併せて各種物品に對する公定價格表を附記することにした。これで全マライに於ける物資及び物價も統制されることになつた譯である。

南軍令第十六號

## 物價統制令左ノ通定ム

昭和十八年九月十日

南方軍政總監



物價統制令

- 第一條 「マライ」ニ於ケル物價ノ統制ハ本令ヲ定ムル所ニ依ル
- 第二條 軍政監又ハ地方長官ノ指定シタル物品（以下指定物品ト稱ス）ハ軍政監又ハ地方長官ノ指定シタル價格ヲ超エテ之ヲ賣買スルコトヲ得ズ 但シ特別ノ理由ニ因リ軍政監又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 同一ノ物品ニ付軍政監ノ指定シタル價格ト地方長官ノ指定シタル價格トアルニ至リタルトキハ軍政監ノ指定シタル價格ニ依ル
- 第三條 指定物品以外ノ物品ト雖モ暴利ヲ得テ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ
- 第四條 何人ト雖モ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ物品ノ賣惜若ハ買占ヲ爲シ又ハ不當ノ報酬ヲ得テ物品ノ賣買ノ媒介ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第五條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ前三條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
- 第六條 指定物品ノ販賣業者ハ當該物品ニ付見易キ方法ヲ以テ其ノ價格ヲ表示スベシ
- 第七條 軍政監又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ販賣ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ部下職員ヲシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

933  
E 420

- 第八條 本令ハ賣買ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トセズ又ハ當該賣買ヲ自己ノ業務トシテ爲スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セズ
- 第九條 第二條乃至第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ無期若ハ六月以上十五年以下ノ徵役又ハ五十弗以上ノ罰金ニ處ス
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ徵役又ハ一萬弗以下ノ罰金ニ處ス
- 一、第六條ニ規定ニ違反シタル者
- 二、第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者
- 第十一條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ徵役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
- 第十二條 第九條又ハ第十條ノ場合ニ於テ當該物品又ハ違反行爲ニ供シ若ハ之ニ因リ得タル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵スルコトヲ得
- 第九條ノ場合ニ於テ情狀特ニ重キトキハ檢察官ノ請求ニ因リ營業財産ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコトヲ得
- 第十三條 法人其ノ他ノ團體（組合ヲ含ム以下團體ト稱ス）ノ代表者又ハ團體若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ團體又ハ人ノ業務ニ關シ第九條又ハ第十條ニ掲グル違反行爲ヲ爲シタルトキ



ハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ團體又ハ人ニ對シ各本條ノ刑ヲ科ス

第十四條 第九條又ハ第十條ニ掲グル違反行爲アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ營業ノ停止ヲ命ジ又ハ當該營業ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ命令又ハ禁止ニ違反シタル者ノ處罰ハ第六條ノ規定ニ違反シタル者ノ例ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前軍政機關ノ爲シタル價格ノ指定ハ本令ノ規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

馬來監令第十二號

重要物資等統制令ニ基キ生活必需物資ノ販賣制

限ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十八年九月十日

馬來軍政監

生活必需物資ノ販賣制限ニ關スル件

別表ニ掲グル生活必需物資ハ地方長官ノ指定シタル販賣業者ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ  
前項ノ生活必需物資ニ付地方長官其ノ販賣方法ヲ指定シタルトキハ其ノ方法ニ依ルニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

馬來監令第十號「生活必需物資ノ臨時措置ニ關スル件」ハ之ヲ廢止ス

但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

別 表

- 一、綿織糸、綿縫糸、人絹織糸、人絹縫糸
  - 二、綿織物、人絹織物、毛織物及前號ノ糸類ヲ以テ製織シタル交織物
  - 三、前二號ニ掲グル物資ヲ以テ製シタル衣料品（ハンカチ、タオルヲ含ム）及寢具用品
  - 四、自轉車用タイヤ及チューブ
  - 五、各種洋紙類
  - 六、左ニ掲グル藥品類
- (イ) アセタルゾール
- (ロ) アルゼノベンツオール



- (ハ) 鹽酸エメチン
- (ホ) ネオアルゼノベンツォール
- (ト) 局方硝酸
- (リ) 鹽酸エチルモルヒネ
- (ル) クロロホルム
- (ワ) 局方苛性加里
- (ヨ) アセトン
- (レ) 局方硼酸
- (ツ) 局方寒天
- (ナ) カカオ脂
- (ム) 苦味丁酸
- (キ) 磷酸コデイン
- (オ) 局方アンモニア水
- (ヤ) 化學用フエリチマンカリ (赤血鹽)
- (ケ) 化學用ペプトン
- (ニ) 鹽酸モルヒネ
- (ヘ) 局方鹽酸
- (チ) 局方硫酸
- (ヌ) 阿片アルカロイド鹽酸鹽
- (フ) 鹽酸コカイン
- (カ) 局方苛性ソーダ
- (タ) 局方醋酸
- (ソ) 麻醉用エーテル
- (ネ) 過マンガン酸加里
- (ラ) オレーフ油
- (ウ) 鹽酸プロカイン
- (ノ) マーキロクローム
- (ク) オキシドール
- (マ) 化學用フエロチマンカリ (黃血鹽)
- (フ) 化學用メチルアルコール

- (コ) 化學用無水アルコール
- (セ) ヨード
- (テ) 絆創膏
- (ア) 化學用醋酸

馬來告示第三十八號

重要物資等統制令ニ基ク生活必需物資ノ暫定的移動禁止ニ關スル件

馬來監令第十二號「生活必需物資ノ販賣制限ニ關スル件」ノ別表ニ掲グル物資ハ地方長官ノ指定スル日迄ノ間ハ引續キ之ヲ移動スルコトヲ得ズ

昭和十八年九月十日

馬來軍政監

馬來告示第四十號

自動車部品追加指定ノ件

自動車統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル自動車部品左記ノ通追加指定ス



昭和十八年九月十日

馬來軍政監

記

- 一一一、自動車用タイヤ
- 一一二、自動車チューブ

馬來告示第三十九號

物價統制令第二條ノ規定ニ依ル指定物品及ビ其ノ最高價格別表ノ通定ム

昭和十八年九月十日

馬來軍政監

昭南特別市告示第二六七號

### 食糧購買券第一回實態調査ニ關スル件

茲ニ交附シタル食糧購買券ニ關シ第一回實態調査ヲ左記ニ依リ施行ス

一記

#### 一、調査方法及目的

食糧購買券ノ記載事項ト其ノ實態トガ一致スルヤ否ヤヲ調査シ以テ食糧配給ノ圓滑ナル運営ヲ圖リ市民生活ノ安定ニ資スルヲ目的トス

#### 二、調査月日

九月二十三日、二十四兩日トス

#### 三、調査員

調査員ハ左腕ニ昭南特別市ノ印ヲ押捺セル白腕章ヲ有スルヲ以テ調査ニ當リテハ其ノ指揮ニ從フベシ

昭和十八年九月十八日

昭南特別市長

昭南特別市告示第二六八號

生活必需物資ノ販賣業者指定ニ關スル措置ノ件左ノ通り定ム



昭和十八年九月十九日

昭南特別市長

### 生活必需物資の販賣業者指定ニ關スル措置ノ件

第一條 馬來監令第十二號生活必需物資ノ販賣制限ニ關スル件別表所掲ノ生活必需物資ノ指定販賣業者(以下指定商ト稱ス)ヲラントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書正副二通ヲ昭南特別市長ニ提出スベシ

一、申請者ノ住所、氏名、國籍

二、營業所ノ所在商號

三、馬來告示第三十九號所定ノ規格別物資ノ所持數量、價額

第二條 指定商ハ左ノ條件ヲ具備スル者ナルコトヲ要ス

一、馬來監令第十號生活必需物資ノ臨時措置ニ關スル件第三條ノ規定ニ依ル正規ノ届出ヲ了シタルコト

二、同監令公布ノ際營業店舖(移動式ノモノヲ除ク)ヲ有シ公然生活必需物資ノ販賣業ヲ營ミ居リタルコト

三、忠實ニ指定商トシテ業務ヲ繼續スル熱意ヲ有スルコト

第三條 前條ノ條件ヲ具備セザル者及指定商タルヲ欲セザル者ハ左ノ事項ヲ具シ九月二十五日迄昭南特別市長ニ届出ヅベシ

一、住所、氏名、國籍

二、馬來告示第三十九號所定ノ規格別物資ノ所持數量及其ノ所在

前項届出ノ物資ハ政府之ヲ買上グ

第四條 關係者ハ前二條ノ申請又ハ届出ヲ爲ス爲官憲ノ施シタル封印ヲ撤去スルコトヲ得但シ指定商トシテ指定セラルルカ或ハ政府ノ買上グル迄ハ當該物資保管ノ責ニ任ズ

第五條 馬來告示第三十九號所定ノ規格ニ關スル疑義ニ付テハ市内ラツフルスブレース昭南交易物資統制組合内政府囑託員ニ問合ハスベシ

昭南特別市告示第二六九號

### 燈火用石油配給ニ關スル件

左記ニ依リ燈火用トシテ軍政監部ヨリ石油ノ配給アルニ付無燈火證明ヲ受ケタル後容器ヲ持參シ配給ヲ受クベシ



記

一、受配給資格者

電燈設備ナキモノ及ビ電燈設備ヲ有スルモ現在配電ヲ及ケザル市民ニシテ管轄警察協助團組長ヨリ昭南特別市物資購買券ノ裏面ニ無燈火證明ヲ受ケタル者ニ限り配給ス

一、配給數量及價格

一、	一戸	一ヶ月	石油	一立
二、	一立	中味		一六仙
	〇・五立	中味		八仙

但シ代金ハ現品引換トシテ「昭南特別市物資購買券」ニ交附月日數量ノ記入ヲ受クルモノトス  
一回〇・五立以下ノ配給ヲ行ハズ

一、配給場所及配給日

容器持參ノ上左記最寄石油配給所ニ於テ配給ヲ受クベシ

配給場所	配給日
第一石油配給所（アラブ街二〇〇番地）	毎週 火曜日
第二石油配給所（イウトンセン街一六番地）	毎週 水曜日

第三石油配給所（テロプラン路三九六番地）	毎週 木曜日
第四石油配給所（ブキテマ路七哩四分ノ一）	毎週 金曜日
第五石油配給所（ニースンビレッジ（トムソン路）一〇哩）	毎週 金曜日
第六石油配給所（アバセラングン路—バヤレバー路分岐點）	毎週 土曜日
第七石油配給所（ジューチャー路二番地）	毎週 月曜日

一、讓渡禁止

燈火用トシテ配給ヲ受ケタル石油ハ之ヲ燈火用以外ニ使用シ又ハ他ニ讓渡轉賣スルコトヲ嚴禁ス

一、實施開始日

昭和十八年九月二十日ヨリ實施ス

昭和十八年九月十八日

昭南特別市長

昭南特別市告示第二七〇號

馬來監令第十二號生活必需物資ノ販賣制限ニ關スル件第二項ノ規程ニ依リ生活必需物資ノ販賣方法左ノ通り指定ス



昭和十八年九月二十日

馬來特別市長

生活必需物資ノ販賣方法ニ關スル件

第一條 馬來告示第三十九號所掲ノ生活必需物資ハ各當該指定商ニアラザレバ之ヲ販賣スル事ヲ得ズ  
但シ醫師ノ投藥ハ此限ニ非ズ

第一種指定商 纖維品(中古品ヲ含マズ)

第二種指定商 自轉車用タイヤ及チューブ

第三種指定商 各種洋紙類

第四種指定商 指定藥品類

第二條 指定商ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一、店舖ニ左ノ様式ノ標板ヲ掲グルコト

生活必需物資

第 種指定商

昭 南 特 別 市

No. ....

二、指定價格表ヲ店內見易キ個所ニ掲示スルコト特ニ第一種品ニアリテハ商品毎ニ所定ノ價格表示  
ヲ爲スコト

三、各店舖毎ニ賣上簿ヲ備ヘ販賣品目數量價額及購買人員ヲ記入スルコト

特ニ第一種品ニアリテハ購買者ノ勞務手帳勞働事務局番號若ハ昭南特別市物資購買券ノ世帯番  
號ヲ記入スルコト

但シ第五條及第七條ノ許可ニ依ル販賣ニシテ右ノ番號ヲ記入シ能ハザル場合ハ當該許可書ヲ證  
憑書類トシテ保存スベシ

四、毎月ノ販賣數量價額及繰越在庫數量ヲ規格別ニ翌月五日迄昭南特別市長宛報告スルコト

五、其ノ他官廳ノ指示命令スル事項

第三條 第一種指定商ハ勞務手帳又ハ昭南特別市物資購買券ノ呈示ヲ受ケ之ニ販賣月日、品目、數量  
ヲ記入シ捺印スルニ非ザレバ販賣スルコトヲ得ズ但シ主材料ノ提供ヲ受ケテ加工製作スル場合ハ此  
限ニアラズ

第四條 左ノ品目ハ掲記數量ヲ超エテ販賣又ハ購買スルコトヲ得ズ

白又ハカーキ木綿布……勞務手帳ヲ呈示スル勞務者一人當 年三碼

其ノ他ノ纖維品……一人當 年一碼 製品ハ布地ニ換算ス



第五條 前二條ノ規程ニ據リ難キ場合ハ事情ヲ具シテ昭南特別市長ノ許可ヲ受クベシ  
 第六條 第二種又ハ第三種ノ指定商ハ當該物資ノ販賣使用ノ都度昭南特別市長ノ許可ヲ受クベシ  
 第七條 指定商ハ昭南特別市長ノ許可ナクシテ其ノ所持スル當該物資ノ規格ヲ變更スルコトヲ得ズ

昭南特別市告示第二七二號

### 市民相談日設置ニ關スル件

今般左ノ如ク一般市民ノ福祉増進及保護轉業指導、法令説明、身上相談等各種相談ニ應ズルニ付利用  
 セラレ度

毎週日曜日午前十時ヨリ午後二時迄 於市政廳三階厚生科

但シ緊急ヲ要スル向ハ何時ニテモ應ズ

昭和十八年九月二十日

昭南特別市長

〔馬來軍政監告示第三十九號〕物價統制令第二條ノ規定ニヨツテ定メラレタ指定物品及ビソノ最高  
 販賣價格ハ次ノ通りデアル。

### 一、織 維 品

品名	規格	價 格
△未晒綿織物(一ヤールニ付)		
一號 綾綿布	一	一・〇〇
二號 粗布、細布、天竺	二	一・二〇
三號 輕目粗布	三	一・四〇
四號 金巾	四	一・六〇
△晒洋風地用		
一號 朱子織及綾織	一	一・四〇
二號 厚地ホブ、ン、チツサー、ボンヂー	二	一・六〇
三號 其他變り織	三	一・八〇
△婦人服地用		
一號 高級ポイル、リンネット並ニオーガンヂー類	一	一・四〇
二號 其他變り織	二	一・六〇
△風 衣 用		
一號 金巾及キャンブリック(壹級品)	一	一・九〇
二號 其他變り織	二	二・一〇
△晒綿織物		
一號 綾綿布	一	一・〇〇
二號 粗布、細布、天竺	二	一・二〇
三號 輕目粗布	三	一・四〇
四號 金巾	四	一・六〇



二號 金巾(貳級品)	三	二・七〇
三號 網布、天竺(參級品)	一	一・八〇
四號 網綾	二	二・〇〇
五號 網綾	三	二・二〇
六號 網綾	四	二・四〇
七號 網綾	一	一・八〇
八號 網綾	二	二・〇〇
九號 網綾	三	二・二〇
一號 裏地用綾及糸子類	三	三・六〇
二號 裏地用綾及糸子類	二	三・〇〇
三號 裏地用綾及糸子類	一	二・四〇
四號 裏地用綾及糸子類	二	二・二〇
五號 裏地用綾及糸子類	三	二・〇〇
六號 裏地用綾及糸子類	四	一・八〇
七號 裏地用綾及糸子類	一	一・六〇
八號 裏地用綾及糸子類	二	一・四〇
九號 裏地用綾及糸子類	三	一・二〇
十號 裏地用綾及糸子類	四	一・〇〇
十一號 裏地用綾及糸子類	一	〇・八〇
十二號 裏地用綾及糸子類	二	〇・六〇
十三號 裏地用綾及糸子類	三	〇・四〇
十四號 裏地用綾及糸子類	四	〇・二〇
十五號 裏地用綾及糸子類	一	〇・一〇
十六號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
十七號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
十八號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇
十九號 裏地用綾及糸子類	一	〇・〇〇
二十號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
二十一號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
二十二號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇
二十三號 裏地用綾及糸子類	一	〇・〇〇
二十四號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
二十五號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
二十六號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇
二十七號 裏地用綾及糸子類	一	〇・〇〇
二十八號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
二十九號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
三十號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇

二號 芯地	三	二・八〇
一號 肌衣類	二	二・〇〇
一號 赤天竺	一	一・五〇
二號 紅金巾	四	二・五〇
一號 上級金巾、ロン、キヤン、リツタ、双糸ボイル、オルガンデイ類	三	三・二〇
二號 上級ヘヤコイド、ベニスオツクスフオイド、	二	三・四〇
一號 赤天竺	一	一・五〇
二號 赤天竺	二	一・七〇
三號 赤天竺	三	一・九〇
四號 赤天竺	四	二・一〇
五號 赤天竺	一	二・三〇
六號 赤天竺	二	二・五〇
七號 赤天竺	三	二・七〇
八號 赤天竺	四	二・九〇
九號 赤天竺	一	三・一〇
十號 赤天竺	二	三・三〇
十一號 赤天竺	三	三・五〇
十二號 赤天竺	四	三・七〇
十三號 赤天竺	一	三・九〇
十四號 赤天竺	二	四・一〇
十五號 赤天竺	三	四・三〇
十六號 赤天竺	四	四・五〇
十七號 赤天竺	一	四・七〇
十八號 赤天竺	二	四・九〇
十九號 赤天竺	三	五・一〇
二十號 赤天竺	四	五・三〇
二十一號 赤天竺	一	五・五〇
二十二號 赤天竺	二	五・七〇
二十三號 赤天竺	三	五・九〇
二十四號 赤天竺	四	六・一〇
二十五號 赤天竺	一	六・三〇
二十六號 赤天竺	二	六・五〇
二十七號 赤天竺	三	六・七〇
二十八號 赤天竺	四	六・九〇
二十九號 赤天竺	一	七・一〇
三十號 赤天竺	二	七・三〇
三十一號 赤天竺	三	七・五〇
三十二號 赤天竺	四	七・七〇
三十三號 赤天竺	一	七・九〇
三十四號 赤天竺	二	八・一〇
三十五號 赤天竺	三	八・三〇
三十六號 赤天竺	四	八・五〇
三十七號 赤天竺	一	八・七〇
三十八號 赤天竺	二	八・九〇
三十九號 赤天竺	三	九・一〇
四十號 赤天竺	四	九・三〇
四十一號 赤天竺	一	九・五〇
四十二號 赤天竺	二	九・七〇
四十三號 赤天竺	三	九・九〇
四十四號 赤天竺	四	一〇・一〇
四十五號 赤天竺	一	一〇・三〇
四十六號 赤天竺	二	一〇・五〇
四十七號 赤天竺	三	一〇・七〇
四十八號 赤天竺	四	一〇・九〇
四十九號 赤天竺	一	一一・一〇
五十號 赤天竺	二	一一・三〇
五十一號 赤天竺	三	一一・五〇
五十二號 赤天竺	四	一一・七〇
五十三號 赤天竺	一	一一・九〇
五十四號 赤天竺	二	一二・一〇
五十五號 赤天竺	三	一二・三〇
五十六號 赤天竺	四	一二・五〇
五十七號 赤天竺	一	一二・七〇
五十八號 赤天竺	二	一二・九〇
五十九號 赤天竺	三	一三・一〇
六十號 赤天竺	四	一三・三〇
六十一號 赤天竺	一	一三・五〇
六十二號 赤天竺	二	一三・七〇
六十三號 赤天竺	三	一三・九〇
六十四號 赤天竺	四	一四・一〇
六十五號 赤天竺	一	一四・三〇
六十六號 赤天竺	二	一四・五〇
六十七號 赤天竺	三	一四・七〇
六十八號 赤天竺	四	一四・九〇
六十九號 赤天竺	一	一五・一〇
七十號 赤天竺	二	一五・三〇
七十一號 赤天竺	三	一五・五〇
七十二號 赤天竺	四	一五・七〇
七十三號 赤天竺	一	一五・九〇
七十四號 赤天竺	二	一六・一〇
七十五號 赤天竺	三	一六・三〇
七十六號 赤天竺	四	一六・五〇
七十七號 赤天竺	一	一六・七〇
七十八號 赤天竺	二	一六・九〇
七十九號 赤天竺	三	一七・一〇
八十號 赤天竺	四	一七・三〇
八十一號 赤天竺	一	一七・五〇
八十二號 赤天竺	二	一七・七〇
八十三號 赤天竺	三	一七・九〇
八十四號 赤天竺	四	一八・一〇
八十五號 赤天竺	一	一八・三〇
八十六號 赤天竺	二	一八・五〇
八十七號 赤天竺	三	一八・七〇
八十八號 赤天竺	四	一八・九〇
八十九號 赤天竺	一	一九・一〇
九十號 赤天竺	二	一九・三〇
九十一號 赤天竺	三	一九・五〇
九十二號 赤天竺	四	一九・七〇
九十三號 赤天竺	一	一九・九〇
九十四號 赤天竺	二	二〇・一〇
九十五號 赤天竺	三	二〇・三〇
九十六號 赤天竺	四	二〇・五〇
九十七號 赤天竺	一	二〇・七〇
九十八號 赤天竺	二	二〇・九〇
九十九號 赤天竺	三	二一・一〇
一百號 赤天竺	四	二一・三〇

二號 金巾(貳級品)	三	二・七〇
三號 網布、天竺(參級品)	一	一・八〇
四號 網綾	二	二・〇〇
五號 網綾	三	二・二〇
六號 網綾	四	二・四〇
七號 網綾	一	一・八〇
八號 網綾	二	二・〇〇
九號 網綾	三	二・二〇
一號 裏地用綾及糸子類	三	三・六〇
二號 裏地用綾及糸子類	二	三・〇〇
三號 裏地用綾及糸子類	一	二・四〇
四號 裏地用綾及糸子類	二	二・二〇
五號 裏地用綾及糸子類	三	二・〇〇
六號 裏地用綾及糸子類	四	一・八〇
七號 裏地用綾及糸子類	一	一・六〇
八號 裏地用綾及糸子類	二	一・四〇
九號 裏地用綾及糸子類	三	一・二〇
十號 裏地用綾及糸子類	四	一・〇〇
十一號 裏地用綾及糸子類	一	〇・八〇
十二號 裏地用綾及糸子類	二	〇・六〇
十三號 裏地用綾及糸子類	三	〇・四〇
十四號 裏地用綾及糸子類	四	〇・二〇
十五號 裏地用綾及糸子類	一	〇・一〇
十六號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
十七號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
十八號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇
十九號 裏地用綾及糸子類	一	〇・〇〇
二十號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
二十一號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
二十二號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇
二十三號 裏地用綾及糸子類	一	〇・〇〇
二十四號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
二十五號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
二十六號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇
二十七號 裏地用綾及糸子類	一	〇・〇〇
二十八號 裏地用綾及糸子類	二	〇・〇〇
二十九號 裏地用綾及糸子類	三	〇・〇〇
三十號 裏地用綾及糸子類	四	〇・〇〇

十號 赤天竺	二	一・五〇
九號 赤天竺	一	一・三〇
八號 赤天竺	二	一・一〇
七號 赤天竺	一	〇・九〇
六號 赤天竺	二	〇・七〇
五號 赤天竺	一	〇・五〇
四號 赤天竺	二	〇・三〇
三號 赤天竺	一	〇・一〇
二號 赤天竺	二	〇・〇〇
一號 赤天竺	一	〇・〇〇
二號 赤天竺	二	〇・〇〇
三號 赤天竺	一	〇・〇〇
四號 赤天竺	二	〇・〇〇
五號 赤天竺	一	〇・〇〇
六號 赤天竺	二	〇・〇〇
七號 赤天竺	一	〇・〇〇
八號 赤天竺	二	〇・〇〇
九號 赤天竺	一	〇・〇〇
十號 赤天竺	二	〇・〇〇
十一號 赤天竺	一	〇・〇〇
十二號 赤天竺	二	〇・〇〇
十三號 赤天竺	一	〇・〇〇
十四號 赤天竺	二	〇・〇〇
十五號 赤天竺	一	〇・〇〇
十六號 赤天竺	二	〇・〇〇
十七號 赤天竺	一	〇・〇〇
十八號 赤天竺	二	〇・〇〇
十九號 赤天竺	一	〇・〇〇
二十號 赤天竺	二	〇・〇〇
二十一號 赤天竺	一	〇・〇〇
二十二號 赤天竺	二	〇・〇〇
二十三號 赤天竺	一	〇・〇〇
二十四號 赤天竺	二	〇・〇〇
二十五號 赤天竺	一	〇・〇〇
二十六號 赤天竺	二	〇・〇〇
二十七號 赤天竺	一	〇・〇〇
二十八號 赤天竺	二	〇・〇〇
二十九號 赤天竺	一	〇・〇〇
三十號 赤天竺	二	〇・〇〇
三十一號 赤天竺	一	〇・〇〇
三十二號 赤天竺	二	〇・〇〇
三十三號 赤天竺	一	〇・〇〇
三十四號 赤天竺	二	〇・〇〇
三十五號 赤天竺	一	〇・〇〇
三十六號 赤天竺	二	〇・〇〇
三十七號 赤天竺	一	〇・〇〇
三十八號 赤天竺	二	〇・〇〇
三十九號 赤天竺	一	〇・〇〇
四十號 赤天竺	二	〇・〇〇
四十一號 赤天竺	一	〇・〇〇
四十二號 赤天竺	二	〇・〇〇
四十三號 赤天竺	一	〇・〇〇
四十四號 赤天竺	二	〇・〇〇
四十五號 赤天竺	一	〇・〇〇
四十六號 赤天竺	二	〇・〇〇
四十七號 赤天竺	一	〇・〇〇
四十八號 赤天竺	二	〇・〇〇
四十九號 赤天竺	一	〇・〇〇
五十號 赤天竺	二	〇・〇〇



サツカー、ピツケ、蟻巣織、其他Fビートル類、エ  
ンボス仕上ラ合

三號 ネル類

四號 MKゴブリン、中級金巾、下級ヘヤーコード類

五號 單糸ボイル、ピツケ、金巾類

六號 更紗、其他下級金巾類

△サロン類

一號 機械染染品

糸染綿織物

一號 厚地服地類 (ゴブリン、ボンヂー、チツサー、  
小倉織等)

二號 薄地服地類

三號 シャツ地 (上級ブロードクロス級)

四號 シャツ地 (普通印度ゴブリン級)

五號 縞三綾、暨格子ギンガム類

六號 オルガンデー、ロン、ジョーゼット其他

七號 ネル類

八號 ベッドクロス

其他綿織物

一號 籠取レース類

二號 刺繍入ネット及オールオーバーレース類

三號 ニツテング類

四號 紋織地

人絹織物

△ジョーゼット(染)

一號

二號

三號 罫織

四號 ペルベツト入

△フラット(染)

一號

二號

三號

△壁 (染)

一號

二號

△縮 緋 (染)

一號

二號

三 二 四 三 二 四  
六・〇〇  
二・三〇  
二・五〇  
二・八〇  
一・三〇  
一・五〇

三六吋 四・〇〇  
三六吋 二・五〇  
同 四・〇〇  
同 五・五〇  
三六吋 五・〇〇  
同 四・〇〇  
同 三・〇〇  
三六吋 四・〇〇  
同 三・〇〇  
三六吋 四・〇〇  
同 三・五〇

三號 紋入 三六吋 三・〇〇

四號 紋入 同 五・五〇

五號 紋入 同 四・〇〇

六號 紋入 同 六・〇〇

△タフエタ(染) 同 七・〇〇

一號 同 五・五〇

二號 同 三六吋

△オーガンデー(染) 同 三六吋

一號 同 五・〇〇

二號 同 四・〇〇

三號 織込 同 五・五〇

四號 刺繍入 同 六・〇〇

△朱子(染) 同 三六吋

一號 同 五・〇〇

二號 同 三・五〇

△綿交朱子(染) 同 三・五〇

一號 同 二・五〇

二號 同 二・二〇

△紋朱子(染) 同 二・二〇

一號 同 三六吋

二號 同 四・〇〇

△シャークスキン(染) 同 三・五〇

一號 同 四〇吋 二・〇〇

一 一・三〇  
二 一・七〇  
三 二・〇〇  
一 一・七〇  
二 一・九〇  
三 二・一〇  
四 二・三〇  
一 二・五〇  
二 二・八〇  
三 三・一〇  
四 三・五〇  
一 四・五〇  
二 三・四〇  
三 二・五〇  
四 三・四〇  
一 四・五〇  
二 四・五〇  
三 七・〇〇  
四 六・〇〇  
一 五・五〇  
二 五・五〇  
三 五・五〇  
四 五・五〇



二號	△銀糸入變り織(染)	四〇吋	八・〇〇
一號	△銀糸入變り織(染)	三六吋	一三・〇〇
二號	△銀糸入變り織(染)	同	一二・〇〇
三號	△銀糸入變り織(染)	同	一一・〇〇
一號	△レイース(染)	三六吋	三・八〇
二號	△レイース(染)	同	三・五〇
一號	△ネツティング(染)	三六吋	三・五〇
二號	△ネツティング(染)	同	三・五〇
三號	紋入	同	四・五〇
一號	△ベルベット(染)	三六吋	三・五〇
二號	△ベルベット(染)	同	二・五〇
三號	紋入	同	四・五〇
一號	△リネン(染)	三六吋	一・五〇
二號	△リネン(染)	同	一・〇〇
三號	△リネン(染)	同	一・〇〇
一號	△人平(染)	三六吋	二・八〇
二號	△人平(染)	同	二・〇〇
一號	△ポイル(染)	三六吋	二・〇〇
二號	△ポイル(染)	同	二・〇〇
一號	△フジエツト(染)	三六吋	二・〇〇

一號	△K・K・フレッツ(染)	二九吋	二・五〇
一號	△モロケン(染)	三六吋	三・二〇
一號	△モロケン(染)	同	三・二〇
一號	△重(染)	三六吋	三・五〇
一號	△重(染)	同	三・五〇
一號	△重(染)	二九吋	二・五〇
◎染織品は三十六吋重織に付反染品より壹券高とす			
毛織物			
一號	△紳士服地	五四―六〇吋	一八・〇〇
二號	重目サージ	同	一五・〇〇
三號	冬及合服地にしてサージ織を除く	同	三〇・〇〇
四號	夏服地	同	二五・〇〇
五號	第四號品にして毛以外のものとの交織品	同	一八・〇〇
六號	夏服地	同	二三・〇〇
一號	△婦人服地	五四―六〇吋	一八・〇〇
二號	△婦人服地	同	一八・〇〇
一號	△紳士用オーバー地厚地物	五四―六〇吋	三五・〇〇
二號	△紳士用オーバー地薄地及毛以外のものとの交織品を含む	同	二八・〇〇

三號	婦人用オーバー地	同	二〇・〇〇
△附屬用生地			
一號	芯地(但し交織品を含む)	三〇吋	二・五〇
本表に掲ぐる規格外のもの価格は本表の規格に準じ地方長官の定むるところに依る			
【註】(一)本表の規格は別に定むる見本に依る前項の見本は州市政廳其の他地方長官の指定する場所に於て之を閲覧することを得(二)本表中の表示一、二、三、四は左に依る			
一	二十六吋に満たざるもの		
二	二十六吋を超え三十三吋に満たざるもの		
三	三十三吋を超え四十四吋に満たざるもの		
四	四十四吋を超えるもの		
糸類			
規格及明細	單位	價格	
綿織糸標準品	二〇番手 四〇〇封度	一・二〇〇	九〇〇・〇〇
	八・一〇番手	同	九〇〇・〇〇
	一六番手	同	一・一〇〇
	三〇番手	同	一・五〇〇
	四二番手	同	一・八〇〇
	四二番手	同	一・九〇〇
△綿織糸	同	同	一・九〇〇
カタン糸類	同	同	一・九〇〇

コイツ社品級	コード胸巻	八番手	二〇〇碼	八・〇〇
同	同	二〇番手	同	八・〇〇
同	同	四〇番手	同	八・〇〇
同	同	五〇番手	同	一・五〇
同	同	六〇番手	同	二・四〇
但し中華民國製品質品へ前記ノ三割格下ゲトス				
其他綿織糸	ポール巻	一個		三・〇〇
小認糸	一個			二・〇〇
人絹織糸	標準品(艶消ラ含ム)	一〇〇封度		三〇〇・〇〇
同	同	同		三〇〇・〇〇
同	同	同		三〇〇・〇〇
人絹織糸	標準品	二〇番手	一〇〇封度	三〇〇・〇〇
本絹織糸	一八中	一〇〇斤		三・〇〇〇
毛織糸	標準品	一封度		一五・〇〇
綿織物製品				
規格	單位	小賣公定價格		
△ワイシャツ	無地 色			
大人	十三吋以上長袖、襟付、襟ナ	一枚		一五・〇〇
	シ六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製			
	シタルモノ			
六〇番手以下四〇番手以上ノ		一枚		一〇・〇〇
糸ヲ以テ製シタルモノ				



四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 五・〇〇  
 大人 十三吋以上半袖、襟付、襟ナシ  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 一三・〇〇  
 六〇番手以下四〇番 以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 八・〇〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 四・〇〇  
 子供 十二吋半以下、長袖、襟付、襟ナシ  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 七・五〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 五・〇〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・五〇  
 子供 十二吋半以下、半袖、襟付、襟ナシ  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 六・〇〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 四・〇〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・〇〇

△肌 着 柄 無地 色  
 婦人下着 二十八吋以上  
 一枚 一五・〇〇  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 八・〇〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 四・〇〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 四・〇〇  
 子供下着 二十六吋以下  
 一枚 三・五〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 二・〇〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・〇〇  
 男子大人 二十八吋以上長袖、半袖  
 一枚 三・〇〇  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・〇〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 二・〇〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・〇〇  
 男子子供 二十六吋以下長袖、半袖  
 一枚 二・〇〇  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・〇〇

△申又 柄 無地 色  
 男子大人 二十八吋以上  
 一枚 一・五〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 一・五〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 八・〇〇  
 婦人大人 二十八吋以上  
 一枚 三・五〇  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・五〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 一・七〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 一・〇〇  
 子供男女共 二十六吋以下  
 一枚 二・四〇  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二・四〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 一・七〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 一・〇〇  
 △器具 柄 無地 色  
 組立式キャンパスベッド  
 一個 一五・〇〇  
 十二オンス付以上

十オンス付以上  
 一個 一〇・〇〇  
 寝臺用フトン(マツトリース)中綿不含  
 一枚 二二・〇〇  
 ダブルサイズ  
 一枚 一七・〇〇  
 シングルサイズ  
 一枚 一七・〇〇  
 ベッドシートWサイズ七〇×九〇吋捺染及刺繍入  
 一枚 二〇・〇〇  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 二〇・〇〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 一五・〇〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 八・〇〇  
 白無地、ダブルサイズ七〇×九〇吋  
 一枚 一二・〇〇  
 六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 一・二〇〇  
 六〇番手以下四〇番手以上ノ  
 糸ヲ以テ製シタルモノ  
 一枚 八・五〇  
 四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シ  
 一枚 五・〇〇  
 △綿 布  
 四〇〇号以上ノモノ  
 一枚 一五・〇〇  
 三〇〇号以上四〇〇号迄  
 一枚 一二・〇〇  
 三〇〇号以下ノモノ  
 一枚 七・五〇  
 二〇〇号以下ノモノ  
 一枚 三・五〇



幼児用	カマー	一五 $\frac{1}{2}$ ×二六吋	一枚	二・五〇
刺繻入	一枚	一・五〇		
無地	一枚	一・〇〇		
擦染	一枚	七五		
刺繻入	一三 $\frac{1}{2}$ ×二一 $\frac{1}{2}$ 吋	小	一枚	一・三〇
無地	一枚	八〇		
擦染	一枚	五〇		
刺繻入	一枚	二・五〇		
無地	一枚	二・〇〇		
擦染	一枚	一・五〇		
二人用(ダブル)	一枚	四・五〇		
二人用(ダブル)	一枚	三・五〇		
一人用(シングル)	一枚	二・五〇		
雙糸織	一枚	三・五〇		
單糸織	一枚	二・五〇		
子供用	一枚	一・五〇		
襪子	一枚	一・三〇		

雙糸織	一枚	八・〇〇
單糸織	一枚	五・〇〇
襪子	一枚	二・〇〇
大人用	一枚	二・〇〇
六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	一枚	一・五〇
六〇番手以下四〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	一枚	一・〇〇
四〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	一枚	一・〇〇
子供用	一枚	一・〇〇
六〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	一枚	六・〇〇
六〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	一枚	四・〇〇
大人用	一枚	三・〇〇
上厚地タルモノ	一枚	一・五〇
上等タルモノ	一枚	一・〇〇
普通タルモノ	一枚	一・〇〇
薄地タルモノ	一枚	五・〇〇
綿メリヤス	一枚	一・〇〇
肌着男子用二十八吋以上長袖	一枚	一・〇〇

八十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	六・〇〇
六十以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	三・六〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	二・五〇
肌着男子用二十八吋以上長袖	一枚	五・五〇
八十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	三・六〇
六十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	二・五〇
六十以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・五〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・五〇
肌着男子用二十八吋以上袖付	一枚	三・五〇
八十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	二・四〇
六十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・八〇
六十以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・二〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・八〇
肌着男子用(男)二十六吋以下袖付	一枚	一・八〇
六十番手以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	七五
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	八〇
肌着男子用(男)二十六吋以下袖付	一枚	五〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	三・〇〇
大人二十八吋以上	一枚	一・二〇
小人二十六吋以下	一枚	一・〇〇
申又男子用三十四吋以上	一枚	一・〇〇

六十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	二・五〇
六十番手以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・五〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・〇〇
申又男子用二十八吋以下	一枚	二・〇〇
六十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・〇〇
六十以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・〇〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	五〇
申又女子用(キヤル又ヲ除ク)	一枚	二・〇〇
大人三十四吋以上	一枚	一・五〇
小人三十二吋以下	一枚	一・五〇
水泳着男女二十八吋以上	一枚	二・五〇
水泳着男女二十六吋以下	一枚	七〇
水泳着パンツ男女二十八吋以上	一枚	一・〇〇
スボットシャツ二十八吋以上	一枚	四・五〇
六十番手以上ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	三・〇〇
六十番手以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・八〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・八〇
スボットシャツ二十六吋以下	一枚	一・五〇
六十番手以下四十番手迄ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・〇〇
四十番手以下ノ糸ヲ以テ製シタル製品	一枚	一・〇〇



△香下男子用長九吋半以上  
 綿製 一足 二〇〇〇  
 △香下大人用短九吋以上  
 綿糸六十番手以上ニテ針數二百二十本  
 以上ニテ編ミタルモノ 一足 一・八〇  
 綿糸四十二番手以下ニテ百八十本以下  
 ニテ編ミタルモノ 一足 〇・九〇  
 △香下婦人用長八吋以上長  
 綿製 一足 一・三〇  
 △香下子供用(男女)短  
 綿製 一足 〇・五〇  
 △手袋  
 軍隊手袋一打ニ付一封度以上ノモノ 一組 〇・五〇  
 △自動車用ネル生地拭布(ダスター) 一組 〇・六〇  
 綿ネル生地ノモノ二十四吋×二十四吋以上一枚 一枚 〇・六〇

洋服類

△大人 半ズボン、白 一枚 二〇〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 六・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 四・八〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 〇・六〇

△防暑服子供(男)白、色 一枚 一七・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 九・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 五・〇〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・七五

△子供 半ズボン、白 一枚 一〇・〇〇  
 シャークスキン 一枚 五・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 三・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・五〇

△大人 半ズボン、色 一枚 二〇〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 六・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 四・八〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 〇・六〇

△子供 上衣、白 一枚 一七・五〇  
 シャークスキン 一枚 九・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 五・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・七五

△子供 上衣、縞色 一枚 一七・五〇  
 シャークスキン 一枚 九・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 五・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・七五

△大人 半ズボン、白 一枚 一七・五〇  
 シャークスキン 一枚 九・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 五・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・七五

△大人 三綾、四綾、其ノ他 一枚 二・五〇  
 上衣、白 一枚 三・五〇〇  
 シャークスキン 一枚 一八・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 一〇・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 七・五〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 一八・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 七・五〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇

△防暑服 大人、白、色 一枚 一五・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 一二・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 七・五〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇

△大人 長ズボン、白 一枚 二五・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一三・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 八・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 六・〇〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇

△大人 長ズボン、縞、色 一枚 二五・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一三・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 八・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 六・〇〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇

△大人 半ズボン、白 一枚 一五・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 七・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・五〇〇

△大人 上衣、縞色 一枚 一五・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 一二・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 七・五〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇

△大人 スカート、白 一枚 一三・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 八・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 六・〇〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇

△大人 スカート、縞色 一枚 一三・五〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 八・〇〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 六・〇〇  
 三綾、四綾、其ノ他 一枚 三・五〇〇

△大人 半ズボン、白 一枚 一五・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 七・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・五〇〇

△大人 半ズボン、色 一枚 一五・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 七・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・五〇〇

△大人 半ズボン、白 一枚 一五・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 七・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・五〇〇

△大人 半ズボン、縞、色 一枚 一五・〇〇  
 シャークスキン 一枚 一〇・〇〇  
 變り織ギヤバジン 一枚 七・五〇  
 綾織、朱子織、ホプリン 一枚 三・五〇〇



△大人ワンピース白	三級、四級、其ノ他	一枚	六・〇〇
變り織ギヤバジン		一枚	一八・〇〇
綾織、朱子、ボブリン		一枚	一三・五〇
三級、四級、其ノ他		一枚	一二・〇〇
△大人ワンピース縞色		一枚	一八・〇〇
變り織ギヤバジン		一枚	一三・五〇
綾織、朱子、ボブリン		一枚	一二・〇〇
三級、四級、其ノ他		一枚	一〇・〇〇
△子供ワンピース白		一枚	八・〇〇
變り織ギヤバジン		一枚	五・〇〇
綾織、朱子、ボブリン		一枚	五・〇〇
三級、四級、其ノ他		一枚	五・〇〇

支那服

△男子用			
大人上衣 變り織ギヤバジン	一級	一枚	一五・〇〇
綾織、朱子織、ボブリン	二級	一枚	一一・〇〇
三級、四級	三級	一枚	八・〇〇
其ノ他	四級	一枚	六・〇〇
大人ズボン 變り織ギヤバジン	一級	一枚	九・〇〇
綾織、朱子織、ボブリン	二級	一枚	七・〇〇
三級、四級	三級	一枚	五・五〇

△女子用

大人上海ドレス縞色變り織綾染トブラルコ綾織朱子	ボブリン一級	一枚	一三・五〇
三級、四級、其ノ他二級		一枚	一〇・五〇
大人上衣白三級、四級、其ノ他一級		一枚	一〇・〇〇
大人上衣縞色 三級、四級、其ノ他一級		一枚	六・〇〇
大人ズボン白三級、四級、其ノ他一級		一枚	六・〇〇
大人ズボン縞色三級、四級、其ノ他一級		一枚	六・〇〇
大人上海ドレス白變り織綾染トブラルコ綾織朱子	ボブリン一級	一枚	一三・五〇
三級、四級、其ノ他二級		一枚	一〇・五〇
襪子綾織	一級	一平方呎ニ付	・四五
刺繡及綾染	二級	一平方呎ニ付	・三〇

其ノ他及四〇香水以下ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	三級	一平方呎ニ付	・一五
△テーブルカバー(三十時×三十六時)			
襪子綾織	一級	一枚	四・五〇
刺繡	二級	一枚	三・〇〇
綾染其ノ他及四〇香水以下ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	三級	一枚	一・五〇
△同(四十三時×四十三時)			
襪子綾織	一級	一枚	五・二五
刺繡	二級	一枚	三・四五
綾染其ノ他及四〇香水以下ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	三級	一枚	一・八〇
△同(四十八時×四十八時)			
襪子綾織	一級	一枚	六・三〇
刺繡	二級	一枚	四・二〇
綾染其ノ他及四〇香水以下ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	三級	一枚	二・〇〇
△同(五十四時×五十四時)			
襪子綾織	一級	一枚	六・七五
刺繡	二級	一枚	四・五〇
綾染其ノ他及四〇香水以下ノ糸ヲ以テ製シタルモノ	三級	一枚	二・二五
△同(六十時×六十時)			

△湯上タオル(白縞柄ヲ含ム)			
厚生地中級品	一枚	一枚	一・〇〇
薄生地中級品	一枚	一枚	・八〇
△湯上タオル(白縞柄ヲ含ム)			
厚生地中級品	一枚	一枚	・五〇
薄生地中級品	一枚	一枚	・五〇
△湯上タオル(白縞柄ヲ含ム)			
厚生地中級品	一枚	一枚	・五〇
薄生地中級品	一枚	一枚	・五〇
△湯上タオル(白縞柄ヲ含ム)			
厚生地中級品	一枚	一枚	・五〇
薄生地中級品	一枚	一枚	・五〇
△湯上タオル(白縞柄ヲ含ム)			
厚生地中級品	一枚	一枚	・五〇
薄生地中級品	一枚	一枚	・五〇
△湯上タオル(白縞柄ヲ含ム)			
厚生地中級品	一枚	一枚	・五〇
薄生地中級品	一枚	一枚	・五〇



△ハンカチ	三十時×六十時フサ付	一枚	三・五〇
	十四時×十四時以上綿製織込刺繡無地	一枚	一・〇〇
	一〇〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シタモノ	一枚	一・〇〇
	(ピラミット紙)	一枚	一・〇〇
	一〇〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シタモノ	一枚	一・〇〇
	擦染モノ	一枚	三・〇〇
	十四時十四時以下ノ綿製織込刺繡無地	一枚	六・〇〇
	一〇〇番手以上ノ糸ヲ以テ製シタモノ	一枚	三・〇〇
	一〇〇番手以下ノ糸ヲ以テ製シタモノ	一枚	八・〇〇
	擦染モノ	一枚	四・〇〇
	タオルハンカチ十一時×十一時	一枚	三・〇〇
	△ランブノ芯	一枚	三・〇〇
	外国製	一枚	三・〇〇
	其ノ他ノモノ	一枚	二・五〇
	紐	一枚	二・五〇
	網上靴用丸平	一枚	一・一五
	短靴用丸平	一枚	一・一五
	△巾着キャンパスバンド	一枚	二・〇〇
	大人用二十六時以上	一枚	二・〇〇

△ガーダー	子供用二十四時以下	一本	一・五〇
	外国製	一本	二・〇〇
	其ノ他ノモノ	一本	七・五〇
	△ズボン吊	一本	三・〇〇
	外国製ノモノ	一本	三・〇〇
	其ノ他ノモノ	一本	一・五〇
	子供用ズボン吊	一本	五・〇〇
	△グートル	一本	三・〇〇
	毛以外ノモノ	一本	三・〇〇
	△ネクタイ	一本	五・〇〇
	綿生地ノモノ	一本	五・〇〇
	△ゴム入テープ	一本	三・〇〇
	外国製丸平1 1/2時以下ノモノ	一本	三・〇〇
	其ノ他ノモノ	一本	一・〇〇
	外国製丸平1 1/2時以上ノモノ	一本	四・五〇
	其ノ他ノモノ	一本	一・五〇
	△綿テープ	一本	一・五〇
	一時巾	一本	一・五〇
	3/4時巾	一本	一・〇〇
	1/2時巾	一本	一・〇〇
	△小巾レリス	一本	三・〇〇
	1 1/2時以上	一本	三・〇〇

1 1/2時以下	一ヤルール	一・一五	
△ベッドカーテン上部用	七四時×一七時刺繡付	一枚	三・〇〇
	七四時×一七時擦染物	一枚	一・五〇
△ベッドカーテン下部用	七四時×二八時刺繡付	一枚	四・〇〇
	七四時×二八時擦染物	一枚	二・〇〇
△戸口カーテン	六呎物擦染	一枚	四・五〇
	六呎物刺繡	一枚	八・〇〇
	八呎物擦染	一枚	五・〇〇
	八呎物刺繡	一枚	一〇・〇〇
帽子			
△大人フエルト帽子男女共	外国製	一枚	一五・〇〇
	同	一枚	一〇・〇〇
	其ノ他	一枚	五・〇〇
△子供ノエルト帽子男女共	外国製	一枚	五・〇〇
	其ノ他	一枚	二・〇〇
△馬來人帽子(ソッコ)	子供用	一枚	三・〇〇

大人用			
トルコ帽房付フエルト	布帛製ハジ帽子	一枚	四・〇〇
	布帛製白色無地帽子	一枚	四・〇〇
	男女大人用	一枚	一・五〇
子供用			
△布製及メリヤス製幼児用	毛織、毛織	一枚	一・五〇
	人絹、綿	一枚	八・〇〇
毛織物製品			
水泳着男女二十八時以上	一枚	一〇・〇〇	
男女ハイツ二十八時以上	一枚	五・〇〇	
男女二十八時以下	一枚	二・五〇	
毛布 純毛ラクダ級七十時九十時以上	一枚	二〇・〇〇	
沓下 男女九時半以上長	一足	五・〇〇	
男女九時半以下短	一足	三・〇〇	
男女九時以下長	一足	二・〇〇	
男女九時以下短	一足	一・五〇	
グートル 純毛厚生地	一組	六・〇〇	
薄生地及混織生地	一組	三・〇〇	
△羅紗洋服既製品	生地仕立		
冬オバア厚地ラクダ級	生地仕立		



薄地	一級	一着	二〇〇〇〇
薄地及交織生地	二級	一着	一五〇〇〇〇
薄地及交織生地	三級	一着	八〇〇〇〇
合オバー薄地ラダ級生地仕立	一級	一着	一五〇〇〇〇
薄地純毛織生地仕立	二級	一着	一〇〇〇〇〇
薄地及交織生地仕立	三級	一着	六〇〇〇〇
三ツ揃冬物純毛ラダ級(サージラ除ク)生地仕立	一級	一着	二〇〇〇〇〇
サージ級生地仕立	二級	一着	一五〇〇〇〇
薄地及交織生地仕立	三級	一着	八〇〇〇〇
三ツ揃合着純毛ラダ級生地仕立	一級	一着	二〇〇〇〇〇
サージ級	二級	一着	一〇〇〇〇〇
薄地及交織	三級	一着	六〇〇〇〇
三ツ揃夏物純毛薄地(パンビース生地)	一級	一着	一八〇〇〇〇
同 並生地仕立	二級	一着	九〇〇〇〇
交織生地	三級	一着	五五〇〇〇
コートノミノ場合ハ三ツ揃価格ノ六割ト定ム	一割ト定ム		
チヨツキ	同	一割ト定ム	
ズボン	同	三割ト定ム	
ネクタイ純毛生地	一級	一本	三〇〇〇
毛及交織	二級	一本	二〇〇〇
毛マフラ(首巻)			一八吋×五十吋以上ノモノ

ワイシャツ長袖	一級	一本	七・五〇
半袖	二級	一本	四・〇〇
襪卷大人用ガウシキモノ	一級	一枚	一・五〇〇
襪卷	二級	一枚	一・二〇〇
腹巻	一級	一枚	四・〇〇〇
二分ノ一封度以上	二級	一枚	三・〇〇〇
二分ノ一封度以下			
人絹織物製品			
△ワイシャツ(鶴、無地、色)			
十三吋以上長袖、襟付、襟無ヲ含ム	一級	一枚	一三・〇〇
フワット、襪類以上ノモノ、一級品	二級	一枚	八・〇〇
一級品以外ノ製品			
十三吋以上半袖襟付、襟無ヲ含ム	一級品	一枚	一〇・五〇
フワット、襪類以上ノモノ、一級品	二級品	一枚	六・五〇
一級品以外ノ製品			
十二吋半以下長袖襟付、襟無ヲ含ム	一級品	一枚	六・〇〇
フワット、襪類以上ノモノ、一級品	二級品	一枚	四・〇〇
一級品以外ノ製品			
十二吋半以下半袖、襟付	一級品	一枚	四・五〇
フワット襪類以上ノモノ、一級品	二級品	一枚	三・〇〇
一級品以外ノ製品			

寝具類

△ピジャマ	大人用朱子及毛織製品	一着	一五・〇〇
	大人用其ノ他ノ製品	一着	八・〇〇
	子供用朱子及織製品	一着	五・〇〇
	子供用其ノ他ノ製品	一着	三・〇〇
△ガウン	大人用朱子及襪類	一枚	二〇・〇〇
△毛布	四〇〇知以上ノモノ	一枚	一七・〇〇
	三〇〇知ヨリ四〇〇知迄	一枚	一三・五〇
	二〇〇知以下ノモノ	一枚	九・〇〇
	一〇〇知以下ノモノ	一枚	五・〇〇
	幼児用	一枚	三・五〇
洋服類(女子用)			
△大人上衣(アラウス)	一枚	二四・〇〇	
シャツ・スキン	一枚	七・五〇	
ジョーゼット	一枚	六・〇〇	
フワット、朱子、襪類	一枚	四・五〇	
其ノ他			
△大人スカート	一枚	四・五〇	

支那服(女子用)

△大人上衣	フワット、朱子、襪類	一枚	九・〇〇
	其ノ他	一枚	七・五〇
△大人ズボン	フワット、朱子、襪類	一枚	九・〇〇
	其ノ他	一枚	七・五〇
△ハンカチ類	人絹織、織込、刺繍、無地、捺染	一枚	六・〇
	十四吋×十四吋以上ノモノ	一枚	三・〇
	十四吋×十四吋以下ノモノ		
△テーブルカバー類	三十六吋×三十六吋	一枚	三・〇〇
	捺染	一枚	一・五〇
	無地		
△大人ワンピース	フワット、朱子、襪類、其ノ他	一枚	二四・〇〇
△大人ワンピース	フワット、朱子、襪類、其ノ他	一枚	二二・〇〇
△大人ワンピース	フワット、朱子、襪類、其ノ他	一枚	八・〇〇
△大人ワンピース	フワット、朱子、襪類、其ノ他	一枚	三五・〇〇
△大人ワンピース	フワット、朱子、襪類、其ノ他	一枚	二五・〇〇
△大人ワンピース	フワット、朱子、襪類、其ノ他	一枚	二〇・〇〇



四十三吋×四十三吋	一枚	三・四五〇
擦染		
無地		
四十八吋×四十八吋	一枚	一・八〇
擦染		
無地		
五十四吋×五十四吋	一枚	四・二〇
擦染		
無地		
六十吋×六十吋	一枚	二・二五〇
擦染		
無地		
△チーフ類		
二吋巾以上	一枚	六・〇〇
リボン	一枚	三・〇〇
二吋巾以上	一枚	二・〇〇
一時二吋	一枚	一・一五〇
1/4吋—3/4吋	一枚	一・〇〇
△ネクタイ及マフラー類		
ネクタイ	一本	一・五〇
朱子織、變織	一本	一・五〇
平織、擦染モノ	一本	一・五〇
△マフラー、婦人用スカート類		
ジョゼット、朱子織三〇吋×四〇吋以上	一枚	三・〇〇

△大人上海ドレス	一枚	一・五〇
變ジョーゼット變生地	一枚	二七・〇〇
フラット、朱子、鹽瀬、壁	一枚	一八・〇〇
其ノ他	一枚	一二・〇〇
人絹メリヤス		
肌膚二十八吋以上男子用	一枚	三・六〇
長袖	一枚	三・〇〇
半袖	一枚	三・〇〇
袖ナシ	一枚	一・八〇
肌膚二十六吋以下男子用	一枚	一・五〇
袖ナシ	一枚	一・〇〇
申又二十八吋以上男子用	一枚	一・五〇
申又二十六吋以下男子用	一枚	一・五〇
シミーズ二十八吋以上	一枚	二・七五
シミーズ二十六吋以下	一枚	一・五〇
申又三十四吋以上女子用	一枚	一・五〇
申又三十二吋以下女子用	一枚	一・五〇
スポーツシャツ二十八吋以上男子用	一枚	三・〇〇
スポーツシャツ二十六吋以下男子用	一枚	一・八〇
香下九吋半以上短(大人男女)	一足	一・八〇

香下九吋以下長(子供男女)	一級	一足	・八〇
香下九吋以下短(子供男女)	二級	一足	・七五
香下八吋以上長婦人用(ペンベル製)	一級	一足	二・五〇

本表ニ掲グル規格外ノモノノ價格ハ本表ノ規格品ニ準ジ地方長官ノ定ムルトコロニ依ル  
中古品(更生品ヲ含ム)ノ價格ハ新品價格ノ半額以下トス

## 一、自動車及自動車用「タイヤ」及「チューブ」

△自動車(リヤカー三輪車ヲ含ム)「タイヤ」及「チューブ」		
規 格	タイヤ	チューブ
	單價(壹本)	單價(壹本)
二六吋×一時四分一	一二・一五	三・七〇
二六吋×一時八分三	一二・一五	三・七〇
二六吋×一時二分一	一二・八五	三・八〇
二六吋×一時四分三	一三・五〇	四・〇〇
二八吋×一時四分一	一二・八五	三・八〇
二八吋×一時八分三	一二・八五	三・八〇
二八吋×一時二分一	一三・五〇	四・〇〇
二八吋×一時四分三	一五・〇〇	四・二〇

規格(寸法(單位吋))	イ	タイヤ	チューブ
	イ	單價(一本)	單價(一本)
三二×四・五	六	八四・三〇	一一・五五
三〇×五	六	一二・五〇	一三・八〇
三〇×五	八	一三・〇〇	一三・八〇
三三×五	六	一三・六五	一五・六〇
二七×六	六	一二・七六五	一八・一五
三二×六	八	一九・〇三五	二〇・七〇
三二×六	一〇	二〇・〇一〇	二〇・七〇
三二×六・五	八	二〇・五三五	二二・六五
三六×六	八	二三・九二五	二四・三〇
三二×七	一〇	二六・九一〇	二六・四〇
三四×七	一〇	二七・六七五	二二・八〇
三四×七	一二	二九・〇五五	二二・八〇

【註】但シバルブヲ附セザルチューブハ本表チューブ價格ヨリ壹本ニ付金五十仙ヲ減ズルモノトス  
△自動車用「タイヤ」及「チューブ」











品名	規格	単位	価格
(イ) アセタルゾール			
スビロシツド(バイエル)	鏡(〇・二五×三〇鏡入)	一瓶	八・一五
同	末(五瓦入)	一瓶	五・四〇
ストバルゾール(ブーラン)	鏡(〇・二五×一四鏡入)	一瓶	三・六〇
同	鏡(〇・二五×二八鏡入)	一瓶	七・〇五
同	鏡(〇・二五×三〇鏡入)	一瓶	七・五〇
同	鏡(〇・〇五×七〇鏡入)	一瓶	七・九五
同	鏡(〇・〇一×二〇〇鏡入)	一瓶	一・四〇
オサミノール(三共)	鏡(〇・二五×三〇鏡入)	一瓶	五・四〇
同	鏡(〇・二五×一〇〇鏡入)	一瓶	一五・三〇
同	末(二五瓦入)	一瓶	一四・二五
同	末(一〇瓦入)	一瓶	六・二五
オラルシツド(第一)	末(二五瓦入)	一瓶	一三・五五
同	末(一〇瓦入)	一瓶	六・〇〇
オスバルサン(萬有)	鏡(〇・一×五〇鏡入)	一瓶	三・三一
同	末(一〇瓦入)	一瓶	六・六〇
同	末(五瓦入)	一瓶	一四・七〇

同	鏡(〇・二五×三〇鏡入)	一瓶	五・八九
同	鏡(〇・二五×一〇〇鏡入)	一瓶	一七・七〇
同	鏡(〇・〇一×五〇鏡入)	一瓶	一・五〇
同	鏡(〇・〇一×一〇〇鏡入)	一瓶	二・六五
(ロ) アルゼノペンツォール			
サルバルサン(バイエル)	注(〇・一×一管)	一管	一・三五
同	注(〇・二×一管)	一管	一・六五
同	注(〇・三×一管)	一管	一・九〇
同	注(〇・四×一管)	一管	二・一五
同	注(〇・五×一管)	一管	二・四〇
同	注(〇・六×一管)	一管	二・六五
(ハ) 鹽酸エメチン			
同	末(一瓦入)	一瓶	六・三〇
同	注(4%一〇〇×五〇管)	一函	二〇・五五
同	注(4%一〇〇×五管)	一函	二・四〇
同	注(2%半〇〇×一管)	一管	〇・九〇
同	注(2%一〇〇×一管)	一管	一・五〇
(ニ) 鹽酸モルヒネ			
同	末(五瓦入)	一瓶	七・八〇
同	末(二五瓦入)	一瓶	三九・〇〇
同	注(三分ノ一グリーン×一管)	一管	〇・七五
同	注(三分ノ一グリーン×一管)	一管	〇・七五

同	注(四分ノ一グリーン×一管)	一管	〇・七五
(ホ) ネオアルゼノペンツォール			
ネオサルバルサン(バイエル)	注一號(〇・一五×一管)	一管	一・四一
同	注二號(〇・三×一管)	一管	一・七七
同	注三號(〇・四五×一管)	一管	二・一六
同	注四號(〇・六×一管)	一管	二・六七
同	注五號(〇・七五×一管)	一管	三・一〇
同	注六號(〇・九×一管)	一管	三・五四
ネオタンヅルサン(第一)			
同	注一號(〇・一五×一管)	一管	〇・六四
同	注二號(〇・三×一管)	一管	一・一六
同	注三號(〇・四五×一管)	一管	一・五仲
同	注四號(〇・六×一管)	一管	二・〇五
同	注五號(〇・七五×一管)	一管	二・四八
同	注六號(〇・九×一管)	一管	二・七四
ネオアルサミノール(三共)			
同	注一號(〇・一五×一管)	一管	〇・七三
同	注二號(〇・三×一管)	一管	一・四〇
同	注三號(〇・四五×一管)	一管	一・九二
ネオアルサミノール(三共)			
同	注四號(〇・六×一管)	一管	二・四四
同	注五號(〇・七五×一管)	一管	二・九〇

同	注六號(〇・九×一管)	一管	三・〇一
ネオスピラルゼン(武田)			
同	注一號(〇・一五×一管)	一管	〇・六五
同	注二號(〇・三×一管)	一管	一・一八
同	注三號(〇・四五×一管)	一管	一・五九
同	注四號(〇・六×一管)	一管	二・一〇
同	注五號(〇・七五×一管)	一管	二・五〇
同	注六號(〇・九×一管)	一管	二・九五
(一) 局方鹽酸一ボンド			
同	局方鹽酸一ボンド	一瓶	二・二五
(チ) 局方硫酸一ボンド			
同	局方硫酸一ボンド	一瓶	二・七〇
(リ) 鹽酸エチルモルヒネ			
同	末(一瓦入)	一瓶	三・六〇
(ヌ) 阿片アルカロイド鹽酸鹽			
同	末(一瓦入)	一瓶	三・三五
同	末(五瓦入)	一瓶	一六・三〇
同	末(一〇瓦入)	一瓶	三二・五五
同	鏡(〇・〇一×二〇鏡入)	一瓶	二・八〇
同	液(2%一〇〇、入)	一瓶	二・二〇
同	注(2%一〇〇×六管)	一函	二・七〇
同	注(2%一〇〇×一管)	一函	五・二五
同	注(2%一〇〇×五〇管)	一函	一九・〇五











933  
E  
420





